

## 目次

- 1面 団体交渉申し入れ・要求内容  
非常勤研究職として10年目を迎えている方へ
- 2面 前回の団体交渉  
財務省交渉・人事院勧告  
組合総会開催される
- 3面 深夜手当のもらい方
- 4面 顧問弁護士  
組合加入のお願い



電気通信大学  
教職員組合編集部  
〒182-8585

東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1  
内線 5027 Tel 042-485-2953  
e-mail: voice@uec-union.org  
http://uec-union.org

## 団体交渉申し入れ

教職員組合は7月月11日、給与・働く環境の改善、定年年齢の引き上げ、非常勤職員の雇用の安定化等についての団体交渉を申し入れました。

2022年7月11日

電気通信大学  
学長 田野 俊一 殿

団体交渉の申し入れ

電気通信大学教職員組合  
委員長 水谷 孝男

下記の項目による団体交渉の設定をお願いします。  
なお、団体交渉についての連絡は、教職員組合事務室（内線：5027 e-mail: voice@uec-union.org）までお願いします。

記

団体交渉項目

1. 給与・働く環境の改善
2. 定年年齢の引き上げ
3. 非常勤職員の雇用の安定化

なお、2021年2月19日付で提出した団体交渉申し入れで、交渉が実施されていない項目については、上記に加えて引き続き団体交渉項目（「技師の業務評価と待遇」他）として団体交渉をお願いします。  
以上

## 【要求内容説明】

## 1. 給与・働く環境の改善

昨年度の期末勤勉手当の扱い、国に先駆けて非常勤職員を含めた休暇制度の改善にご尽力をされたことについて、大学の対応を評価します。しかし、今年度の期末勤勉手当の引き下げについては、引き続き改善を求めます。

一方、OECD データから算出した主要国の実質賃金指数の推移<sup>\*)</sup>では、1997年を1とした時、2016年では欧米では1.15から1.38であるのに対し、日本は0.89となっています。働く者の実質的な賃金が下がり、生活がますます厳しいものとなっており、抜本的な給与改善が求められます。つきましては大

学として、政府等に対し積極的な給与引き上げをするための施策を実施するよう要望することを求めます。

また、里帰り、法事など、日本の文化として伝承されてきた「お盆」の休みとしての一斉休業が、今年は8月22日(月)から24日(水)となりました。入試等の日程の関係があるかと思いますが、日本の良き文化を尊重する観点からも、今後の一斉休業の日程について、再検討願います。

\*)全労連：実質賃金指数の推移の国際比較

[https://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/data/2018/180221\\_02.pdf](https://www.zenroren.gr.jp/jp/housei/data/2018/180221_02.pdf)

### ●非常勤研究職として10年目を迎えている方へ 山本 野人 (2022年教職員組合委員長)

理研では10年目を迎える研究スタッフの大量解雇が計画されていて、酷いことになっていますね。本学ではこの問題に関しては比較的温かな対応がなされていると思われ、本人の希望を無視した雇い止めが行われるといった情報は把握していません。ただし、雇用は継続されるとしても待遇や配属先などについてさまざまな問題が生じる可能性はあります。

今年度もしくは来年度に10年目を迎える非常勤スタッフの方々に、もしなんらかの不安をお持ちであれば、教職員組合でお話しをお聞きしたいと思います。「自分の場合はあてはまらないが、こういう問題が考えられる」といった情報を得られるだけでも大変助かります。ぜひご協力ください。

## 2. 定年年齢の引き上げ

年金制度の改革や働き方改革が求められる中、定年年齢の引き上げが行われています。国家公務員においても、人事院が2018年に定年を段階的に引き上げるための意見申し出をだし、昨年(2021年)の通常国会で審議され法改正がされました。その結果2023年度に60歳に達するものから定年が段階的に引き上げられ、2031年度には65歳定年となりました。

このような中で、教職員組合にも今後のワークライフでの定年の扱いについて心配する声が寄せられています。国家公務員は来年度からの定年年齢引き上げが実施されますが、これまでのところ大学から定年年齢の引き上げについての考え方が示されていません。定年年齢引き上げについてどのような計画になっているか伺います。

## 3. 非常勤職員の雇用の安定化

非常勤職員就業規則が本年2月14日に改正<sup>\*</sup>され、一部5年の雇い止めが廃止されましたが、教職員組合は前回の団体交渉申し入れ(2021.11.11付)で、5年雇い止めルールの撤廃のための最初の段階として、

(1) 非常勤事務職員に対して期限のない雇用制度を創出すること

(2) 通常の雇用形態から無期限雇用制度への移動のための評価制度を導入すること

を要求しています。その後の検討状況について伺います。

<sup>\*</sup>国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則の一部改正

<http://soumu.office.uec.ac.jp/gakunai/houki/kisokurireki/2004A006-20220214.pdf>

## ● 前回(2022年3月)の団体交渉では

昨年11月に申し入れた下記の項目の団体交渉について、今年3月30日に団体交渉が行われました。

- ・ 給与・働く環境の改善
- ・ 非常勤職員の雇用の安定化
- ・ 技師の業務評価と待遇

給与・働く環境の改善については、昨年12月の期末勤勉手当を6月に上乗せして遡及しなかったこと、国に先駆けて非常勤職員を含めた休暇制度の改善に尽力されたことについて、大学の対応を高く評価する旨伝えました。しかし今年度の期末勤勉手当を引き下げたことについては改善を求めました。

非常勤職員の雇用の安定化については、部分的ではあるが5年雇い止めを廃止したことは前進と受け止めつつも、引き続き5年雇い止めの撤廃を求めました。

技師の業務評価と待遇では、これまでは交渉に応じなという発言や曖昧な回答をしてきましたが、業務評価と待遇について引き続き交渉をしていきたい、との回答が得られました。

また、教育研究職員の評価結果資料(年俸制との比較)、技師の級別資料について、後日手交しました。

## ● 運営費交付金の拡充を求める財務省交渉

国公労連・独立行政法人等対策委員会は、7月21日、運営費交付金の拡充を求め、全大教(全国大学高専教職員組合)、学研労協(筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会)、特殊法人労連(特殊法人等労働組合連絡協議会)と共同で財務省交渉を実施しました。全大教からは、35単組(電通大教職員組合も提出)の署名が集まり提出しました。

## ● 人事院勧告、3年ぶりの給与引き上げか

国公労連が行った人事院交渉によれば、人事院は8月1日、今年の人事院勧告では月給とボーナス両方の引き上げをするよう勧告する方針を固めたようです。引き上げは初任給を含む若年層のみとすることを検討しているようで、勧告日は8日を軸に調整がされているようです。

## ● 教職員組合総会、開催される

8月2日(火)17時30分から、2022年度定期総会がハイブリット方式で開催されました。はじめに議長に野村英之さんを選出しました。その後2021年度活動報告、2021年度決算、2022年度活動方針、2022年度予算案について説明、審議がされ、承認されました。最後に2022年度委員長 山本野人、副委員長 伊東裕也、島田宏、書記長 水谷孝男、会計監査委員 島浩一、高橋里司、選挙管理委員 大家明広、結城宏信(敬称略)が紹介され、新年度に引き継がれました。

## 深夜手当のもらい方

山本野人

コロナで zoom 会議が増えましたね。国際研究集会も zoom ばかりで、日本から参加すると深夜に講演、なんてこともあります。そんなとき、「教員はどうせ裁量労働制だから手当なんかでないし」とあきらめていませんか？

実は、裁量労働制であっても夜 10 時以降の労働については深夜手当が出ます。とはいえ、事前申請が必要で、いくらもらえるのかもよくわからない。そこで、私が実際に申請して手当をもらいました。その様子をご報告しましょう。

### 深夜労働の実態：

3 月の国際学会が zoom で行われ、日本時間の 21 時から 24 時までが講演とディスカッションの時間でした。これに参加すると 22 時以降の労働が発生するので事前に申請しました。

まず、「休日・深夜勤務申請及び許可簿」を人事課から取り寄せます (PDF ファイルを送ってもらいます)。

申請は、

- 勤務日、曜日、勤務予定時間、業務内容欄に必要事項を記載する
  - 所属長の許可を受けその押印をもらう
  - 人事課職員係まで提出：時間に余裕があるときは学内便、時間が無い場合は PDF を添付し原本は後日学内便で送付
- という手順でおこないます。また、事前の申請となることから、事後に実勤務時間 (22 時以降) を報告します。これは、例の「勤怠管理システム」の打刻を行なったうえで報告もする、ということになり、二度手間ですけどね。

私の場合は

初日 : 22:00 - 24:04  
 2 日目 : 22:00 - 24:00  
 3 日目 : 22:00 - 24:51  
 4 日目 : 22:00 - 24:00

という内容でした。

報告に関しては月末に締めて、手当は翌月支払いになります。以下、人事課からいただいた深夜労働手当の算定方法を記しておきましょう。

#####

まず、勤務 1 時間当たりの給与額 (時間単価) については、給与規程第 3 2 条第 1 項に算出方法を規定：

### 【給与規程第 3 2 条】

(勤務 1 時間あたりの給与額の算出)

第 32 条 第 2 1 条及び第 2 2 条に規定する勤務 1 時間あたりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額、管理職手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額をその年度の日数から休日の日数を差し引いた日数に 7.75 を乗じたもので除して得た額とする。

ただし、裁量労働制の職員の平日の勤務は実際の勤務時間に関わらず所定勤務時間を勤務したものとみなされる。

深夜 22 時以降の勤務については、法律により深夜勤務に係る割増賃金を支払う必要があるので、25/100 を超過勤務手当 (夜間手当) として算出する。

#####

私の 3 月分の申請を例とすると、

(勤務 1 時間あたりの給与額)

本給の月額 \* 1.16 = X

X \* 12 = Y

2021 年度年間要勤務日数 242 日 = Z

Y / (Z \* 7.75) = F

F \* 25/100 = G

3 月分超過勤務申請 9 時間 = H

(30 分以上切上げ、30 分未満切下げとする)

手当金額 G \* H = 9,009 円

となります。

最後の計算金額 G \* H = 9,009 円が超過勤務手当として 4 月給与で支給されました。大した額ではないですが、いくらか飲めますわね。

なお、X を算定する際の係数 1.16 は、「本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額」に相当する係数で、地域手当率は本学は 16% なので本給の月額 \*

1.16 で表したものの、だそうです。

以上、ご参考まで。



## 非常勤職員に支えられて

奥 浩昭(元組合員)

2020年3月までの27年間、英語の教員として職場のさまざまな方々に支えられながら働いた。それらの方々の中の非常勤職員の果たす役割の大きさについて、教職員組合ニュースの場を借りて述べたい。

英語を含む人文社会系統の教員は、支給される研究費の少なからぬ部分を図書購入に充てる。そのため実に多くの図書購入用書類の作成を要する。その作成を非常勤職員に負った。私は、人文社会(後には総合文化)の組織と人間コミュニケーション学科に所属した。そこに勤務する職員はすべて非常勤職員であった(人文社会、そして新設の人間コミュニケーション学科の初年度には常勤の職員が勤務した)。非常勤職員と我々教員の間には深い信頼感と親しさがあつたのを、今

もなつかしく思い出す。

キャリア教育部会長として活動した三年間にも、非常勤職員の役割の大きさは際立っていた。竹内・皆川・松木・山田先生の担当するキャリア諸科目の授業の準備と展開他に非常勤職員は決定的に重要なはたらきをしていた。それは今も変わらないのではないか。

キャリア教育ではインターンシップ(国内・海外)も担っている。そこでも、インターンシップに関わる多種の業務を非常勤職員がこなしていたし、今もこなしているだろう。

非常勤職員は最大五年間の勤務とされている。教育や研究活動の十全な展開のためにも、残念な思いである。

\*\*\*\*\*

## ●顧問弁護士をご利用ください!

労働問題、生活などでお悩みのことはありませんか。教職員組合では、法律事務所と顧問契約を結び、法律相談の窓口を用意しました。労働問題に限らず、交通事故、不動産、相続など、個人的な法律相談を含め、ご利用いただければと考えています。

みなさんが、健康で、働きやすく、働きがいのもてる職場、そして安心して生活するための窓口でもあります。

顧問契約をした弁護士事務所は、この間も雇い止め問題などでお世話になっており、親身になって相談にのっていただいています。身近な法律相談窓口とお考えください。職場の労働問題以外の相談内容については、教職員組合は関与しません。まずは教職員組合にご連絡ください。



\*\*\*\*\*

## 【執行委員会より組合加入の訴え】

電気通信大学教職員組合は、電気通信大学に勤務する教職員(常勤・非常勤・パート職員)の労働組合です。給与や福利厚生を含む労働環境の改善に取り組んでいます。

黙っていると労働環境はますます悪化します。他大学や企業に比べて電通大の労働環境は悪く、将来に不安を持っている教職員も多くなっています。組合はみなさんの声をもとに交渉していきます。組合

活動は皆さんの参加によって成り立っています。是非組合に加入してください。

Webサイト(<http://uec-union.org>)の「ご意見・労働相談・加入」「連絡先」やメールで組合宛 [voice@uec-union.org](mailto:voice@uec-union.org) にご連絡ください。

悩み事があれば、加入は決めていなくても、まずメールでご相談ください。ご希望なら弁護士を紹会できます。